

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

事前確定届出給与を全く支給しない場合の取扱い

《内容》

関与先のA社は3月決算法人の同族会社です。5月28日に定期株主総会を開催し、7月20日と12月20日に役員甲、乙に対して事前確定届出給与を支払うことを決定し、期限内に税務署署長に届出を行っています。

しかし、役員甲に対しては事前確定届出給与を届け出たとおりに支給しましたが、役員乙には支給を行いませんでした。このような場合において、役員に支給された事前確定届出給与の全額が損金不算入になるのでしょうか。

『答』

役員乙に対して届出書の記載額のとおり金額を支給しなかったとしても、そのことを理由として、役員乙以外の他の役員に対して支給した役員給与が損金不算入になることはありませんので、役員甲に対して届出書の記載額のとおり事前確定届出給与を支給した金額は損金に算入されます。

(解説)

- 1 事前確定届出給与は、所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいいます（法第34条①二）が、その要件として、株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議により事前確定給与の定めをした場合における当該決議の日（同日が職務執行開始日後である場合には、職務執行開始日）から1月を経過する日（同月が会計期間開始日から4月を経過する場合には4月を経過する日とし、新設法人の場合にはその設立日以後2月を経過する日）までに、所定の事項を記載した書類を所轄税務署長に届け出なければならないこととされています（法第34条①二、法第69条④）。
- 2 ご質問の場合、役員甲については事前確定届出給与を届け出たとおりに支給しましたが、役員乙には支給を行わなかったということです。会社全体としては事前確定届出給与を届け出たとおりに支給していません。このことから、役員甲に支給された事前確定届出給与の全額が損金不算入になるのではないかと考えがちですが、法人税法第34条第1項第2号では「その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含みます。）、新株予約権、確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与」と規定

しており、個々の役員に係る給与について規定しているものであると解釈できることから、役員以外の他の役員に対する給与に影響を与えるものとはなっていないと考えられます。

したがって、役員乙に対して届出書の記載額のおりの金額を支給しなかったとしても、そのことを理由として、役員乙以外の他の役員に対して支給した役員給与が損金不算入になることはありませんので、役員甲に対して届出書の記載額のおり事前確定届出給与を支給した金額は損金に算入されます。

なお、役員乙については、全く事前確定届出給与の支給額がないことを前提に考えますと、税務上、損金不算入とする金額がないことから、法人税における課税が生じないこととなります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。